

■米国：加州、2020年以降の新築住宅には太陽光発電の設置を義務付け

2018年5月9日の専門誌は、カリフォルニア州エネルギー委員会が、新たな建物とエネルギーに関するルールを承認したことを伝えた。この新たなルールのもとでは2020年以降、新築住宅に太陽光発電と最新の高効率機器の設置が義務付けられ、蓄電池の設置が推奨されることになる。2017年の建築データをもとに推定すると、年間6.8~24.1万kWの太陽光発電設備が追加されることになる。自家発太陽光発電からの余剰電力買取制度であるネットメタリングについては、2016年1月に制度改正が実施されているが、電気事業者は、新たな政策ではネットメタリング制度の更なる改正も必要になるとの懸念を示している。